

マイナンバーの利用がはじまります

各種手続きでマイナンバーの記載や提示が必要となります

問合せ／政策推進課 内線2021



市役所の手続きでマイナンバーの記載や提示が必要となります！

1月以降は、市役所の多くの手続きにおいて、順次、個人番号(マイナンバー)の記載や提示が必要となります。マイナンバーを記載する手続きでは、マイナンバーと本人の確認をしますので、窓口で各種申請をする際、通知カードと免許証などの本人確認書類、または個人番号カードをお持ちください。

マイナンバーの記載や提示が必要となる個別の申請などについて、時期や内容を知りたい場合は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

【マイナンバーを記載する手続き(例)】

児童手当の申請、介護保険の申請、身体障害者手帳の申請など



源泉徴収などの場面で提示する必要があります！

お勤めの方は、源泉徴収票などへ記載するため、勤務先にも本人及び扶養親族などのマイナンバーを提示する必要があります。



マイナンバーを聞き出そうとする詐欺に注意しましょう！

市職員が電話をしたり、自宅を訪問して、マイナンバーを聞くことはありません。市職員などを語る詐欺の手口として、そういった事例がありますのでご注意ください。



コンビニエンスストアで証明書が取得できるようになります

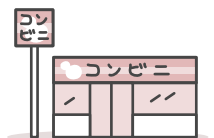
問合せ／個人番号カードについて…総合窓口課 内線2147
コンビニ交付について…政策推進課 内線2021

2月1日(月)から、個人番号カードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアで各種証明書が取得できるようになります。

個人番号カードは、マイナンバーをお知らせする通知カードをお届けしたときに添付されている申請書を提出すると取得できます。ただし、住所や氏名が変更になった場合は、総合窓口課で交付する新しい申請書が必要となります。

【取得可能な証明書】

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書



教えて！！マイナンバーのこと

「マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)」の出前講座をご利用ください

問合せ／市民活動推進課 内線2141

1月からマイナンバーの利用がはじまるにあたって、よくわからないことや不安なことも多いかと思います。市では、マイナンバー制度について、もっと知りたいという人のために、「いろは楽学塾出前講座」にマイナンバー制度に関するメニューを設けています。いろは楽学塾出前講座は、市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループに、職員を講師として派遣するものです。

「マイナンバー制度」における制度内容のほか、個人番号カードを取得したことによる利便性(住民票の写しや課税証明書などのコンビニ交付)などについて説明します。

【出前講座の申込方法】

いろは楽学塾出前講座受講申請書を直接、市民活動推進課へ提出してください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。